

申請手数料一覧

開発行為等許可申請、開発登録簿の写し交付申請等には、次の手数料を県証紙によって納入することになっている（事務処理市町村については、当該市町村の手数料条例の定めるところによる。）。

| 申請事項 開発区域等の面積 | 開発許可申請 (法第29条) | | | 市街化調整区域内の土地における建築等許可申請 (法第43条) |
|------------------|-------------------|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| | 自己の居住用の建築物にかかるもの | 自己の業務用の建築物又は自己の業務用の特定工作物の建設にかかるもの | その他 (非自己用) | |
| 0.1ha未満 | 8,600円 | 13,000円 | 86,000円 | 6,900円 |
| 0.1ha以上～0.3ha未満 | 22,000円 | 30,000円 | 130,000円 | 18,000円 |
| 0.3ha以上～0.6ha未満 | 43,000円 | 65,000円 | 190,000円 | 39,000円 |
| 0.6ha以上～1ha未満 | 86,000円 | 120,000円 | 260,000円 | 69,000円 |
| 1ha以上～3ha未満 | 130,000円 | 200,000円 | 390,000円 | 97,000円 |
| 3ha以上～6ha未満 | 170,000円 | 270,000円 | 510,000円 | |
| 6ha以上～10ha未満 | 220,000円 | 340,000円 | 660,000円 | |
| 10ha以上 | 300,000円 | 480,000円 | 870,000円 | |

| 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、その手数料の額は、87万円とする。 (法第35条の2) | イ | ロ | ハ |
|---|---|--|--|
| | | 開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ上表に規定する額に10分の1を乗じて得た額 | 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ上表に規定する額 |

(注) その他の変更については、以下のものが該当する。

- ① 開発区域内の予定建築物等の用途の変更
- ② 工事施行者の変更（変更届に係るものを除く。）
- ③ 自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更
- ④ 市街化調整区域内における開発行為にあっては、法第34条の該当号及び理由の変更
- ⑤ 資金計画の変更（自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為を除く。）

| | | | |
|-------|---|--------------------------------|---|
| 申請事項 | 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請（法第41条第2項ただし書） | 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項ただし書） | 開発許可を受けた地位の承継の承認申請（法第45条） |
| 手数料の額 | 46,000円 | 26,000円 | 自己の居住用 1 ha未満の 自己の業務用 1 ha以上の 自己の業務用 その他（非自己用） |

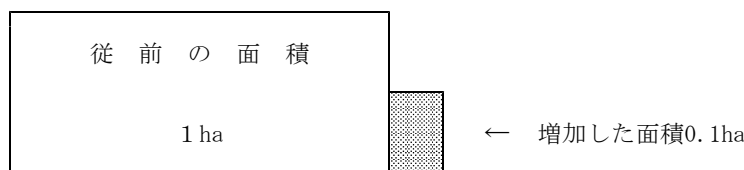
| | | |
|-------|-----------------------|------|
| 申請事項 | 開発登録簿の写しの交付（法第47条第5項） | |
| 手数料の額 | 用紙1枚につき | 470円 |

計算例 開発行為変更許可申請手数料

設例1 自己の業務用建築物にかかる開発区域の面積が1 haで開発許可を受けた後、設計の変更をする場合

開発許可を受けた面積に応じた前記の許可申請手数料の額に1/10（手数料条例で定めた率）を乗じた額となり、したがって、変更許可申請手数料は20,000円となる。

設例2 自己の業務用建築物にかかる開発行為について、開発区域の面積を1 haとして許可を受けた後、従前の区域についての設計の変更を伴わないで、区域面積が0.1 ha増加した場合



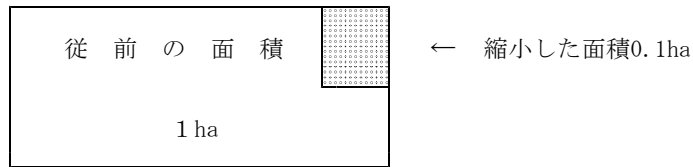
新たに増加された面積に応じた変更許可申請手数料の額となり、したがって、この設例によれば、0.1 haの面積が増加されたので変更許可申請手数料は前記の許可申請手数料の表0.1 ha～0.3 haに相当する30,000円となる。

設例3 自己の業務用建築物にかかる開発区域の面積が1 haで開発許可を受けた後、従前の区域について設計の変更を伴って、かつ、新たに0.1 haの面積が増加した場合

設例1の手数料の額と設例2の手数料の額を合算した額となり、したがって、変更許可申請手数料

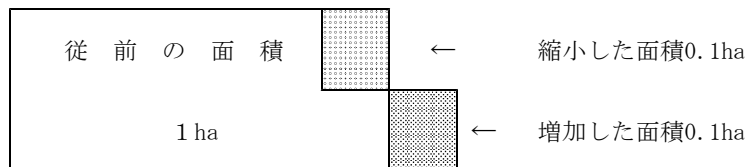
は50,000円となる。

設例4 自己の業務用建築物にかかる開発区域の面積が1 haで開発許可を受けた後、0.1haの面積が縮小した場合



縮小した後の面積（0.9ha）に応じ前記許可申請手数料の額に1/10を乗じた額となり、したがって、変更申請手数料は当該手数料の表0.6ha～1 haの相当額に1/10を乗じた額となるので12,000円となる。

設例5 自己の業務用建築物にかかる開発区域の面積が1 haで開発許可を受けた後、0.1haの面積が減少し、かつ、新たに0.1haの面積が増加した場合



縮小した後の面積（0.9ha）に応じ前記許可申請手数料の額に1/10を乗じた額と、新たに増加された面積に応じた許可申請手数料の額を合算した額となり、したがって、変更申請手数料は、12,000円と30,000円を合算した額であり、42,000円となる。